

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

まん延防止等重点措置終了後の県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和4年3月17日に、国は3月21日をもって本県に対するまん延防止等重点措置を終了する方針を示しました。

これに基づき、本県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「3月22日以降の県立学校の対応」（別添資料1）を決定したところです。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

なお、令和4年度以降の対応については、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度版～」を策定する予定ですが、それまでは令和3年10月21日付け教高指第1661号「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度版～」を踏まえ、適切な対応をお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

陽性者発生時の初期対応（臨時休業等）を徹底し、教育活動を実施する。

2 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。

イ ICTを活用するなど健康観察の方法（把握・集計）を工夫し、徹底を図ること。

ウ 発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合や家庭内に体調不良者がいる場合には、登校・出勤しないことについて徹底すること。併せて、自宅での休養を徹底すること。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ア 手洗い及びマスクの正しい着用を徹底すること。

イ 気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。）

(3) 食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること。特別支援学校においては、児童生徒の障害の実態を踏まえて指導すること。

(4) 登下校の際は、直行直帰を徹底するよう指導すること。

3 授業等について

(1) 感染防止対策の徹底と新学期に向けた準備

ア 感染防止対策を徹底し、通常登校とする。

ただし、高等学校において、時差通学等を実施する際は、高校教育指導課教育課程担当まで連絡すること。

イ 授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

特に、音楽における歌唱、家庭科における調理実習等については、換気やマスクの着用、身体的距離の確保、授業前後の手洗い等の対策を徹底すること。

(2) オンライン学習環境の再確認と準備

ア 新年度においても、やむを得ず登校できない児童生徒へのオンライン学習を実施できるよう、校内体制を整えること。

イ 新年度に向けた児童生徒の学習用アカウント（STアカウント）は、令和4年3月11日付け教I推第273号「県立学校間ネットワークシステムで利用する児童生徒の学習用アカウント（@st.spec.ed.jp）作成のための生徒情報の提出について（依頼）」で確認すること。

ウ 新年度におけるその他の準備は、後日、ICT教育推進課より通知を発出する予定なので確認すること。

4 学校行事について

各行事を実施する際は、時期や開催方法等について、目的や感染防止対策を踏まえるなど、慎重に判断すること。

(1) 令和4年度入学式について（令和3年度卒業式と同様の対応）

ア 原則として児童生徒及び教職員で実施すること。ただし、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とする。

なお、保護者が参加する際は、児童生徒一人につき保護者1名までとすること。

また、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにすること。

イ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。

ウ 国歌斉唱については、式次第に位置付けた上で、飛沫感染防止の観点から、歌唱は控えるなどの工夫も検討すること。

エ 入学式後の集まりや会食を自粛すること。

オ 定時制・通信制課程については会場や人数の規模に応じて判断すること。

カ 特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施すること。

(2) 修学旅行等の校外行事

修学旅行・遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護

者の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断すること。

(3) 終業式、修了式及び始業式等

複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う場合は、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。

なお、校歌等については、飛沫感染防止の観点から歌唱は控えるなどの工夫も検討すること。

5 部活動について

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動とする。

ただし、部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止すること。

- (1) 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底すること。
- (2) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。（参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わないこと。）
- (3) 活動場所の換気や飛沫感染防止対策を徹底すること。
- (4) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底すること。
- (5) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会（コンクール）等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。
- (6) 練習試合等は自校を含めて2校までとする。その際、県境をまたいで活動については、慎重に判断すること。
- (7) 県外の大会等に参加する場合は、令和4年1月27日付教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について（通知）」を参照し、PCR検査等の受検について配慮すること。

6 教職員・児童生徒のワクチン接種について

(1) 教職員の追加接種を促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

(2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

児童生徒及び保護者、教職員に対して、ワクチン接種についての正しい理解の周知

を図ること。

また、児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教保第282号を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

特に、ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

7 臨時休業・出席停止措置による感染拡大防止について

当面の間は、令和3年8月30日付け教保体第942-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」で設定した目安を適用するため、令和4年1月17日付け教保体第1531-1号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」を改めて確認しておくこと。

なお、教育活動の継続に当たり、陽性者発生時の適切かつ迅速な臨時休業や出席停止の措置が必要となることから、陽性者が確認され次第、速やかな県への報告を徹底すること。

8 学校外での感染防止について

長期休業期間（学年末休業及び春季休業期間）を含めて、家庭や学校外での感染防止を図るため、リーフレット（別添資料2）を活用するなどして、次の内容について保護者等に協力を依頼すること。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 基本的な感染防止対策の徹底（正しいマスクの着用、手洗いの徹底と適切な換気）
- (3) 日々の健康観察の徹底（体調不良の際は外出しない、させない）
- (4) 外出時における直行直帰の徹底
- (5) 飲食中はなるべく会話を控える
- (6) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底

9 別添資料

- (1) 令和4年3月17日開催 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（抜粋）
「3月22日以降の県立学校の対応 ～春休み・新学期を迎えるにあたって～」
- (2) 児童生徒・保護者向け リーフレット
「コロナに負けるな さ・し・す・せ・そ」（保健体育課資料）

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【ICT活用に関すること】

担 当 ICT教育推進課 ICT教育指導担当

電 話 048-830-6625

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

【教職員のワクチン接種に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971

【教職員の服務に関すること】

担 当 県立学校人事課 学事・働き方改革担当

電 話 048-830-6735